

平成29年度第1回米子市文化財保護審議会 議事録

■ 日 時 平成30年3月29日（木）午後10時

■ 場 所 米子市役所第2庁舎3階会議室

（1）会長、副会長の選出

（※）機構改正について

事務局：平成30年4月1日付け組織機構改正について説明させていただきます。現在の体制は文化財に関しましては教育委員会の文化課文化財係で行っております。それが4月1日付けで教育委員会から文化課が出て経済部に入り、その中に文化観光局という局を設置します。そこに観光課と従来教育委員会にありました体育課がスポーツ振興課に、文化課が文化振興課に名前を変えて入ります。文化財係が文化財室という名前に変わります。体制はそのまま移行する形になりますが、部局の中で大きく違うのは教育委員会の直接所管だったのが、補助執行という、市長部局の職員が担当するという位置づけになります。文化財に対する権限は引き続き教育委員会に残るわけですが、文化観光局というのが観光資源としての活用の中で文化財の保護を図っていくという考え方もありますので、特に活用面についてはいろいろと考えていかなければならないと思っています。ちなみに、現課長が4月1日以降も引き続き文化観光局長と文化振興課長兼務でつとめさせていただきます。このような体制で引き続き行っていくことになろうかと思えます。

委 員：文化財係と文化財室の違いは何でしょうか。

事務局：内容的には変わりませんが、対外的に一係というよりは文化財をもつ室という独立したイメージを持っていただけるといいかと思えます。この中でも文化財関係は教育委員会と密接な関係にあり、文化振興係の芸術、文化につきまして美術館の運営は教育委員会と関わりがあるのですが、公会堂の運営は従来から市長部局の仕事です。その意味ではすべてが市長部局寄り、文化財の場合、軸足は教育委員会に置きながらという意味合いが係の名称にアピールしているのではないかと思います。

委 員：課が変わることで事業のイメージがどう変わるのかが一番知りたいところです。今までは後世へ残していくに際して光が当たるといけないものは表に出さないイメージですが、観光となると公開して使って色々な人にみてもらうということに変わるという、何かコンセプトが変わるようなことがあるのでしょうか。

事務局：従来からできないこと、ルールというのがありますので、それを破ってということではありません。考え方として、従来は保存をきちんとしておけばよかったのを、今後は活用したり公開したりを上手にしていく、文化財としてばかりでなく観光要素と組み合わせ外へ向けてPRしたりという、どちらかという利活用の方法を上手にやっていくということと、それに伴って必要な整備、案内看板が必要であれば追加するといった考え方だと思います。

委 員：利活用していくようなイメージがあるということですか。

事務局：せっかくあるものを多くの方に見ていただいて、魅力を知っていただくということも、

文化財にとってもプラスになるという考え方かと思います。

委員：教育委員会から市長部局になるということは、決定権者が教育委員会という独立したところと、市長の直轄ということで、文化財の保全が、最終決定で政治的判断となった時には、教育委員会の判断ではなくて市長部局、市長の判断になるということでしょうか。

事務局：根本的な、例えば文化財の現状変更の権限というのは教育委員会に残りますので、最終判断は教育委員会です。一般的な、根本的部分ではないところについては、イベントや文化財の展示の際に、今までは教育委員会で決めていたことが、市長部局の指示や決裁があったりということになると思います。法律に規定された文化財の取扱いについては教育委員会に残ります。文化財保護法自体も今後動いていく可能性もあるのですが、法律自体が変わればそれに伴って取扱いの変更も出てくるかもしれませんが、現状では根っこ部分は変わらないということです。

委員：教育委員会に残る業務を担当するのはどこの部署になりますか。

事務局：文化財に関する業務でも教育委員会を開くという手続きは、従来通り教育総務課になります。中身の議案の調整や説明は従来通り文化振興課がしていきます。

委員：二重に、より複雑になったような気がします。ベースとしては法律が変わっていないので教育委員会にあった時と同じだけれど、文化と観光を結びつけるということですね。

委員：一般向けに観光や文化財の利用ということからすると分かりやすくなったのかと思います。事務方は分散し、手続き上難しいことがあるのかという印象です。

事務局：本来教育委員会に権限がある部分を、補助執行という形で市長部局の職員が行う。今までは教育委員会の私たちがしていたのですが、私たちが市長部局に行き、補助執行を認めるから市長部局の職員ができるという仕組み。文化課が名前を変えて、体制的には従来通り私たちに意見をいただくことになります。手続き上、私たちがどうするかということだけです。何かに向かう時の手段、アプローチの視点など具体的な方法を、観光や地域振興をより意識する点が違ってくるのかと思っています。

委員：文化財保護という視点でいけば、基本的には独立した地位だったわけですから、そういう面ではかなり守れたかなというところはあるが、そのあたりが法律が変わってないということもあるので、今までと変わらない姿勢でいただけたらと思います。

(2) 平成29年度文化財保護事業実施状況について

事務局：埋蔵文化財関係ですが、遺跡の調査で10か所で開発に伴う試掘調査をしております。調査箇所については別紙に一覧表を載せております。加えて学術的な調査として米子城跡の内容確認調査を実施しております。発掘調査としては11か所ということになります。それ以外に青木遺跡の工事に伴う事前の工法検討のための調査も入ってきています。

事務局：史跡整備関係について説明いたします。上淀廃寺跡の保存整備事業ですが、こちらは、指定地の一番奥にあるのですが、これまで大雨などによって法面が崩落していた箇所の保護工事と、史跡の中の水路が大雨の時溢れてしまうことがあり、これが法面の崩落につながっているという現状がありましたので、整備を行いました。史跡向山古墳群については、昨年度から6号墳保護工事を進めているところですが、古墳の法面が長年の時

間の経過によって崩落が進んでおりまして、隣接する民有地の墓地に土砂が流れ込んでいるというのが長年の懸案事項になっておりました。昨年度、この部分の発掘調査を行い、今年度秋から冬にかけて行った保護工事が完了したところです。写真では白く見えますが、今後植生マットに草が生えてくれば見栄えが良くなるとのことです。史跡青木遺跡保存整備事業については、平成27年度から青木遺跡5号地の斜面崩落が進行しており、隣接する民有地のアパートが非常に危険な状態になっていました。遺跡についても法面が崩落することで重大なき損につながってしまうので、保護と安全対策を図っていく事業を進めているところです。アパートの裏面の一番危険な部分については、28年度に工事は完了して、今年度はその隣の整備を行った箇所の延長部分について、崩落防止工事に向けた実施設計と工法検討のための発掘調査を行いました。こちらについては、平成30年度、31年度に工事を実施していく計画です。

次に、史跡米子城跡保存整備事業についてです。今年度は危険木の伐採を行っております。史跡内の植栽について長年管理ができていないところがありまして、各地で樹木の大木化と繁茂が進行しており、これが倒れることによって石垣や城跡遺構に重大なき損を与える恐れがあるので、今年度から危険木の伐採に着手をしたところです。今回は約70本の危険木の伐採を行い、遺跡の保護と見学者の安全対策を実施しています。整備に向けた内容確認調査としましては、枡形から番所跡にかけて発掘調査によって堅堀を確認しております。ちょうど米子城跡の天守台から下に向かって堅堀がよく見えるようになっていますが、平成29年度はこちらの発掘調査を実施いたしました。保存活用計画に基づいて今後の米子城跡整備の方向性を示すための整備基本計画の策定に着手しておりまして、検討委員会を1回開催しております。もろもろのソフト事業を展開しており、内容については資料をご覧くださいと思います。昨年1月2月の大雪の時に崩れた場所の補修と試掘調査、工事に影響する木の伐採をしております。このように米子城跡につきまちは様々な事業を展開しているところです。特に、先程説明しましたように、樹木の伐採が大問題になっておりまして、70本ほど切ったのですが予算的には70本切るには1,200～1,300万円近くかかっております。クレーンなどの機械が入る場所と入れない場所があり、非常に難儀をしておりますけれど、30年度も樹木の伐採、石垣や郭を崩しそうな危険木は、継続して切る予定にしております。

天然記念物の関係では、オオサンショウウオは29年度は4件出ています。大体春先水田に水をあける頃から川の掃除が始まり、小さい用水にオオサンショウウオが日野川あたりから入り込んできます。箕蚊屋平野の用水に岸本のあたりから入り込んでくるのがあるのではないかとこの様子が出てきております。ただ、二本木あたりの下流まで出てきますので、オオサンショウウオの放流は慎重に進めたいと思います。今がシーズンで春の土曜日曜は大抵電話があり、捕獲して放流に向かっています。29年度には1件だけマイクロチップを埋め込みました。マイクロチップを埋め込んでの個体管理を県でも進めつつあります。同じ個体を何度も捕まえて放してということを繰り返している可能性もないわけではないので、マイクロチップを埋めて生態の管理をしていこうということで、1匹だけ入れることができましたので、新たな展開になっていると思います。

南部町はずっとマイクロチップを入れておられますので、かなり状況は分かってくるのではないかと思います。

名勝についてですが、深田氏庭園では長年植栽が大きく成長しており、名勝本来の景観がかなり悪化してきております。また経年劣化、落木などによって庭園の中の施設、東屋や庭を囲う土塀、裏面の境界塀のブロック塀などにき損が発生しております。これらについて平成28年度29年度の2カ年計画で修繕を図り、名勝本来の景観の回復を目指して昨年度から行っています。米子市の文化財保護審議会からも昨年度から委員として名勝深田氏庭園整備検討委員会に参加していただきました。今月工事が完了しまして、報告を冊子にまとめております。報告書の最後のページに、東屋から見た事業着手前と着手後の写真があります。着手前は樹木が非常に茂っており全く庭に光が入らない状態になっていたのですが、この2カ年植栽整備を行いまして、着手後の写真のようになり庭に光が入るようになりました。お庭の骨格を現わしている石組みや地割りがはっきり見えるようになりました。この整備を通じてかなり景観の回復が図られたと考えております。その他、写真で建物の修理状況などもご覧いただければと思います。

民俗関係ですが、例年通り米子盆踊り第51回大会を8月14日に行いました。新たな指定物件としては、登録であった弓浜半島のトンドが県指定文化財となり、4月には正式に告示があり、指定になると思います。ただし、トンドさん全てではなく、いわゆる練り歩きを中心としたお宮が区内を回るものが対象となっています。

委員：長い時間がかかり、最初は記録保存という形で冊子を作り、県の担当者が次々と県の民俗文化財を掘り起こして、指定に向けた動きがあります。その一環として、弓浜半島のトンドについては、県指定に消極的なところもかなりあり、このままで維持できるかというので、地元の方のご意向を受けたいうえで指定できるところは指定させていただくことになっています。

事務局：米子の場合は今のところ4か所のトンドさんを指定することでやっています。個々の自治会や講をダイレクトにするのではなく、米子市として保存会のようなものを組織し、それに加入していただくような格好での指定のあり方を進めているところです。今のところ、兼久、東八幡、青木、西福原で4つの講や自治会のトンドを指定したところがあります。指定名称ですが、トンドさんというと弓浜半島中心と思われがちですが、米子は南部の方にも練り歩きをされているところもありますので、弓浜半島及び近隣地域のトンドという名称での指定になっています。

有形文化財の動向ですけれども、市の指定文化財の大谷家資料がありますが、竹島の問題で内閣府がレプリカを作成しまして、渡海御免の達書と竹島に渡った時の下賜された葵紋入りの船印のレプリカを作って、日比谷公園の中の市政会館に領土・主権展示館がオープンしまして、そこで常設展示されています。本物は山陰歴史館が所蔵しています。東京に行かれることがあれば、市政会館に寄っていただければと思います。土日祝日がお休みになっています。市政会館は山陰歴史館と同じ佐藤功一の設計で時期も同じ頃、昭和一桁だと思います。スクラッチタイルを使った同じような建物で、デザイン的には違いますが雰囲気はよく似た建物です。

つぎに、建造物関係です。写真を付けておりますが、後藤家で自動車事故がありました。交差点側の庇を支える柱です。平成 25 年にもやられたのですが、実際は主屋の東角の柱もやられており大怪我でした。事故があったのは 9 月 28 日午後 10 時ですが、たまたま通りがかり、翌日調べてみると大変な事態になっていました。主屋の角柱が折れていましたので、主屋本体への影響を文化財専門の設計の方に見ていただき、主屋は意外と大丈夫だったのですが、柱の入れ替えと庇を直し、大壁を塗り直したりと、かなりの金額だと思います。これは第三者行為なので、国、県、市の補助事業ではなく交通事故の原因者の負担での修理になると思います。30 年度に着手し終わる予定になっていますが、解体してみないと分からない部分もあり、流動的なところもあります。

国の登録有形文化財に新たに皆生の東光園が登録になりました。概要は資料をつけております。建築家の菊竹清則の設計ということで、建物としては有名だったのですが、所有者の意向もあり登録ということで意見具申させていただき、登録になったものです。金澤委員にお手伝いをさせていただいておりますので、少し説明をお願いします。

委員：建造物の文化財となると、どうしても古いお寺とかそういったものをイメージするのですが、最近では建築 50 年位たった現代建築というものを文化財として残していこうという動きがあります。いわゆる鉄筋コンクリートの大きな建物のようなものも最近では文化財にしていくというイメージの中で、米子市にある一番大きな東光園の本館も、この度、登録文化財にさせていただきました。建物自体は建築家に関わらず有名な建物なので、建物の評価そのものに関しては、私から言うことではないのですが、建物がメタボリズムというコンセプトで日本語に直すと新陳代謝という意味があり、中を入れ替えても建物は永続的に残していこうという考えで造られた建物で、その中で東光園は一度大きな改造をしてはいるのですが、この概念が残っている建物ということで評価しました。建築上では下から 6 本の柱が上になって上の柱をスラムという床をもって、そこから鉄骨のひもで引っ張って上を吊るという、今では建てることは不可能な、バブル期というかいろいろな事をやろうという時期でないと造れないような特殊な造り方をしている、構造的にも特殊な建物ということで、評価を与えています。なかなか大きな建物で管理していくのは大変なことだとは思いますが、登録文化財が増えることによって皆生の温泉街も繁栄すると思います。

事務局：これで登録文化財は市の所有が 12 件になります。所有者が個人の方とか個人の会社というのがありますので、今後の維持管理というのが問題として出てきます。

無形文化財についてですが、弓浜絣の保存会が保護事業に着手しています。弓浜絣の後継者育成は県の商工課でしておられますが、少し古い時代の絣を残して保存したり、古い時代の織り機や絵柄を保存していこうという動きが出てきております。保存会が今、頑張ってると思います。保護事業がやっと始まったところです。

資料の後ろに一覧表を付けております。お時間のある時に見ていただいご意見等あればお願いいたします。29 年度の保護事業の実施状況は以上でございます。

委員：ありがとうございました。皆さんからご質問ご意見はありませんでしょうか。

委員：現地視察の話が毎年出ているのですが、来年度以降、深田氏庭園を見せていただけると

いいなと思います。

事務局：ぜひ見ていただきたいと思います。来年度、見学をしたいと思います。

委員：トンド保存会が4つあると言われましたが。

事務局：兼久、東八幡、青木、西福原です。指定文化財一覧表には細かい字で載せておりますので、また見ていただければと思います。今後はリストに上がっている、トンドさんをしてお宮が町内を練り歩くところを対象として全て回ったのですが、やはり喜多村委員がおっしゃいましたように、文化財となると構えている実施団体もあって、特に民俗行事はどうしても時代と共に移り変わるといのは常なので、それを含めて気楽な気持ちで加盟されてはということで進めており、今年度もそういう働きかけを継続して、加盟団体を増やしていきたいと思っています。

委員：少し付け加えさせていただきますと、お宮が結構激しく揺れたりするので壊れるのですが、そういうものに対して補助金を出すのが怖いとかで、他の地域ではほとんど指定をかけていないです。鳥取県はすごいですね。

事務局：お宮同士をぶつけるところもあり、そうするとバラバラになるというのもあり、お宮を乗せて回る大八車も傷んだり、維持される方、特に講でしておられるところが結構あり、維持が難しくなってきました。衣装の法被を揃えたりもできれば、いくらか補助ができるかと思えます。ひとまずお宮がらみは大丈夫だったと思えます。

委員：トンドも回を重ねるとやらなくなったりしますから、そういう面では指定して残していくというのは大事な事かと思えます。

事務局：記録は県が冊子を作っていますが、活動されるところに対しての補助が今までなされていなかったのが実態で、少しでも儀式の補助ができたらと動き出したところです。

委員：非常に気になるのですが、重文の後藤家住宅に車がぶつかったのは1回ではなく、過去にもあったと思うのですが、重文が車にぶつけられるということについて、国から指導はないのでしょうか。直れば良いというものでもないで、こちらとしても方策を考える必要がある気がするのですがどうでしょうか。

事務局：あの場所は交差点で交通量が多く、特に立町側から来ると坂になっていてスピードが出たりします。今まで5回位は大小の車の衝突事故が発生しております。角の所にガードレールのような防護できるような措置ができないかという話を進めていかなければいけないと思っています。委員がおっしゃったように、ただ直せば良いというものではなく、直してはぶつかっての繰り返しだと必ず本体への影響も大きくなりますので、それを防ぐ手前の段階で、景観に配慮したガードレールのようなものの設置も検討していかなければいけないと思っています。

委員：国から指導がないかなと思ひまして。これだけ何回もぶつけられているので。

委員：崩落防止で植生マットが使われたということですが、こういった類のものなのか、外来種問題が気になるのですが。

事務局：マットの中に種子が入っていますけれど、外来種ではなく日本の在来種の種が入ったものは値段は高いのですが、それで設置しております。

委員：地域とか、何処産の種子というのは。

事務局：そこまではわかりません。植生マットについてはただ単にマットとして外来種が入ったものを使用するというのではなくなっています。そういったところも考慮しながら進めていきたいと思っています。

委員：米子城跡の危険木伐採ということで非常によくなったと思うのですが、市民からの反応というのがありますか。

事務局：非常にお褒めの言葉をいただいております、特に、部分的にはなるのですが明るくなって、女性の方は来やすくなったと上がって来られる方が口々に言っておりますので、良かったと思っております。

(3) 平成 30 年度文化財保護事業実施計画について

事務局：埋蔵文化財関係ですが、発掘調査が 3～4 件入ってきております。主にソーラーパネルの設置関係が非常に多くなっています。といいますのが、東北の震災の後にエネルギーの買取制度ができ、価格が高い時代に申請した方が権利の有効期限が切れるということで、ソーラーパネルの依頼が来ています。設置されるのはだいたい人里離れたところ、つまり遺跡がありそうなところばかりで、結構な面積の造成が入ってきており、それに伴う事前の試掘調査を行っております。本宮の上の丘陵でも大規模なものが入っております。米子の工業団地の計画がありますのでその調査が入っています。

整備の関係ですが、青木 5 号地で 7～8 m の法面の工事を 30～31 年度 2 年での工事になると思います。米子城跡につきましては、整備基本計画の策定を平成 30 年度で予定をしております。危険木の伐採の予算が引続き認められましたが、平成 29 年度に比べ倍くらいの 2,300 万円前後での危険木の伐採になっております。確かに、貴重な樹木もありますので、委員の方と相談しながら特定をし、伐採を行っていくことになろうかと思っております。文化財保護を念頭に伐採を行っていきます。内容確認調査についてですが、米子城跡はまだ分からないことがたくさんあります。試掘調査を 10 か所程度予定をしております。遺跡、構造物、石垣、堀があったかどうか謎の場所が結構ありますので、そういったところの調査も考えております。ソフト事業の展開についてですが、米子城魅せるプロジェクト 2018 を行います。今年の 11 月 11 日に公会堂を会場にシンポジウムを予定しております。米子城跡を活かした町づくり的な大規模なシンポジウムになろうかと思っております。お台場公園については、6～7 年に 1 回 30 本弱の松に松くい虫防除の薬剤を注入しております。

天然記念物の関係では、オオサンショウウオの対応は引き続き行いますが、河川改修が少しずつ始まっており、特に青木、法勝寺川の周辺で大規模な工事が予定されております。オオサンショウウオを見つけるというのは難しいのですが、事前調査というか、川の中を歩いたり、作戦を立てながら行いたいと思っています。マイクロチップについては埋め込む段取りをしたいと思っています。以前に鷺見委員からも指摘がありましたハマナス等弓ヶ浜半島の砂丘植物の保護も懸案事項としております。ハマナスに関しては、今年 1、2 月にハマナスの近くに砂を積んでしまい、風や風雨でハマナス生息地帯に流れ込んだという事態が起きました。これは、担当課にお願いして砂を撤去し、生育

は守られたと思います。弓ヶ浜半島は川が何本も美保湾に流れているのですが、その川口が冬場の季節風などですぐ埋まってしまい氾濫してしまうので、それを解消するため緊急的に積まれた砂が風で飛んでハマナスの生息地に流れ込んだということです。注意喚起をしていきたいと思います。

民俗関係ですが、盆踊りを例年、公会堂で夜やっております。今年は第52回の盆踊り大会を予定しております。ただ、この盆踊り保存会が非常に弱体化してきております。メンバーの方が高齢化してきており、1人抜け2人抜けで大変な状況になってきております。保存会のメンバーを含めて新たな掘起こしを考えていかなければいけない時が来ています。保存会の方々とも相談しながら、どういう方法がいいのか考えていますが、また相談させていただくこともあろうかと思っております。

無形文化財の関係ですが、弓浜絃の保存事業は継続していこうと思っています。淀江傘は今、細々ながら作っておられるのですが、製造技術について後継者の問題が非常にクローズアップされてきております。まだ正式ではないのですが、4月から習いたいという方がおられますので、きちんと対応できれば、人材育成の関係への補助、助成金的なものを考えていくこともできるかと思っています。真っ暗なトンネルの先に少しだけほのかな明かりが見えるかもしれません。まだ正式に決まっていらないようですが、援助ができればしていきたいと思っています。

建造物の関係では、先程説明しました後藤家で、委員のご指摘もありましたように、単なる修繕に終わらないような何らかの方策はしていかなければと思っています。平成30年度で今回の衝突の毀損部分は直していきたいと思っております。

その他ですが、今後の文化財の指定の状況です。上淀廃寺は遺跡は国の史跡になっていますが、出土品の壁画と塑像は県指定のままです。これを国の重要文化財指定にしようという動きがあります。法隆寺の壁画の再整理が始まっております。法隆寺の金堂壁画が燃えたことが文化財保護のひとつの契機にもなっておりますが、法隆寺の壁画の価値の再検討をする上で、上淀廃寺の壁画ももう一度見直さなければいけないという声が文化庁の中で出ているようです。上淀廃寺の壁画は、県指定になり、出土時に応急の保護はされていますが、それ以降はそのままになっている状態です。先日、文化庁と奈良文化財研究所の調査官が現物を見に来られまして、法隆寺の金堂壁画の再調査と合わせて、上淀廃寺の壁画も再調査をして重要文化財指定をして保存修理という道筋をつけたというような意見を言うておられました。流れとしては平成30年度位から2年程度で調査を進め、32年度位に重要文化財指定をして保存処理をしていきたいという話をしておられます。内容によっては時間がかかるかもしれないのですが、上淀廃寺の壁画の評価というのは、文化庁としては法隆寺の金堂壁画、高松塚古墳の壁画に匹敵する重要遺物という認識があります。これにつきましては、法隆寺の金堂壁画の再整理の中で上淀廃寺の価値が改めて評価され、充分、国の重要文化財指定になり得るものだというご意見が出ております。国と県と市とでチームを組んで、今後、保存処理ということが出てくると思われます。当然その前提として国の重要文化財指定というのが視野に入ってくると思いますが、そういう動きで文化財指定を行っていきたいと思っています。

公会堂ですが、村野東吾の作品としてとても有名な建物です。最近、耐震補強が済んで、今後、文化財としてどう考えていくかと俎上に上がってこようかと思えます。今のところ、東光園と同じように築50年以上経っていますので、登録文化財としてなんとかしていきたいと思っています。これについては国への意見具申に向けた調査研究等に着手しようかと考えているところです。いろいろな分野で登録文化財制度が活用されてきておりまして、建造物はかなりの件数が文化財になってきておりますので、公会堂の方も進めてみたいと考えているところです。次に懸案事項です。今まで、指定したいと皆様にも見ていただいた文化財が、そのままとなっておりますので、平成30年度には、早い時期にもう一度整理してどうするのか議論を深めて、できれば30年度中には指定できるものは諮問答申という形で進めたいと思っております。貴船神社の狛犬や掩体壕、セントロマントロ、ハマナスをはじめとする砂丘植物、D51、これらについては今まで現地を見ていただいていると思いますが、新しい視点でもう一回見ていただいたり、先程、委員も言われましたように、深田氏庭園も含めて見ていただいたりということをして来年度早々には検討していきたいと思っています。宗形神社奉納の桃形兜について資料の一番後ろにつけていますが、これは米子城を築いた吉川広家の父、吉川元春が奉納したものとされています。優れた兜で、戦国時代から江戸時代にかけてたくさん作られた全国の9つの桃形兜の兜の中のひとつという評価を受けているものです。これを米子市に寄贈いただき、米子市所有になっております。できれば市の指定文化財として後世に伝えていきたいと思っています。今日この後時間がありましたら歴史館で展示していますので、見ていただければと思います。以上のような流れで30年度は進めていこうと思っています。米子城跡以外のものがおそろにならないように頑張りたいと思います。制度も変わって文化財保護というのがどうなっていくのか心配な部分がないわけではないのですが、頑張っていきたいと思っています。

委員：米子市公会堂が登録文化財にということで非常によかったと思っております。今年度県具申をして、多分通ると思うのですが、この先どういう流れになるのか、登録有形になるのは、何か目安になるものがあるのでしょうか？

事務局：今年度公会堂が60周年なので、できればそれに間に合うように進めたいと思っておりますが、登録有形は年3回の受付があります。最終回では間に合わないの、前半で意見具申をして、できれば30年度内での登録を目指したいと思っております。

委員：今もすでに準備ができていますか？

事務局：公会堂につきましては、以前にかなり学術的評価がされていまして、前高専におられました藤木先生により学術的な評価が形になっていますので、あとは事務方で書類を揃え、何か過不足があるのか指摘を受けながら進めればということがありますので、そう時間はかからないかなと思っています。

委員：セントロマントロとは何ですか？

委員：火をたくさん灯す行事なんですけれど、無形民俗文化財です。

事務局：土手に松明というか、棒の上に今は油をしみ込ませたものを並べるのですが、300~400m並べるので、かなりきれいです。

委員：麦わらでやっていただけるといいのですが。どんどん変わってきています。

事務局：現代的になってきています。管に油をしみ込ませた布を入れ火をつけています。

虫送りの風習として特に法勝寺川、青木、兼久の辺り、南部町の辺りの法勝寺川流域に多くあり、残っているところは、米子でいうと大袋とか兼久に残っています。7月20日前後にありますので、また見ていただければと思います。

委員：トンドさんでも県指定になるかといいますと、昔の感覚ですと「しましよ、しましよ」という感じですので、そういう形ではもう一度よく見て、見直すという可能性もありますけど、最初の段階では、うまくいっていないなあと思っています。今回は、自分の頭の中でははずしていました。

事務局：一時は維持ができない位廃れかけたことがあるのですが、今また地元の方が復活されて、昔の荘厳さが復活してきていて、非常に頑張っておられる状況です。

委員：掩体壕はどういう動きになっていますか。

事務局：これは、はっきり言って指定したいと思っています。まずは市の指定ですが、県も動いておられますので県指定も視野に入っています。米子市の所有では2基はありますので、少なくともそれは指定したいと思っています。

委員：藪の中にあるのと、空港の中にあるのとですか。

事務局：空港の中は防衛庁の管轄なので、手出しができないのですが、境港市にもあります。一度見ていただいたこともあります。道を挟んで反対側にある大篠津町のものは指定したいと思います。市の所有でもあり、市が壊すという前に指定をかけたいと思います。藪の中にあるものは8月が近くなる頃には草刈りをして、いつでも見れるようにはしていきたいと少しずつ行っている状況です。高専の先生にコンクリートの状況を見ていただければと思っております。またご相談させて頂ければと思います。昭和16年頃作ったものですが、状況の悪い時期のコンクリートなので、かなり傷んではきています。

委員：全体的なことですが、組織機構の改正もありましたので、文化財と観光振興というのが結びつきやすくなっているのではないかと思います。せっかくの色々な文化財をぜひ米子の子供たちに見せるような場を学校教育などで増やしてほしいですし、有形文化財でも、いつも閉じてあって一般の人には普段は見れないものが多いと思いますので、広報でオープンにする時期を知らせていただくとか、何か観光面と組み合わせていただければと思います。今回の機構でそれがやり易くなったのではと思います。

オオサンショウウオの資料を見まして、例えば幼稚園児がたくさんいて、オオサンショウウオとはこういうものなんだと見るというのも図としては良いかと思っています。そういうこともやり易くなるのではないかと思います。

事務局：オオサンショウウオにつきましては、土日に出てくるとなかなか対応が厳しいことはあるのですが、平日は子供に見せたこともあります。ただ、時間との戦いということもあり、水温が上がると弱ってしまうのですが、おっしゃるように、普段は目にする事ができませんので、何とか機会を捉えてしていきたいと思っています。

委員：盆踊り大会の保存会が弱体化しているとの事ですが、中学や高校でクラブではなくても同好会みたいなものを作って、盆踊りを育てていくのもひとつの方法かと思っています。

事務局：季節になると啓成小学校が盆踊りクラブをします。やはりサッカーや野球にとられてしまって、なかなか子どもが集まらないのですが、体験した子が一度都会に出て帰ってきた時に来てくれます。実際8月14日には来てくれますので、できればやりたいというのと、我々が中学生の頃は恥ずかしくて盆踊りなんて全くできなかったのですが、今は盆踊りやダンスが人気で意外と今の中学生は来てくれます。そういう子供達が増える作戦を立てたいという話を保存会の方ともしているところです。

委員：これから文化財のお仕事が増えて大変だろうと思うのですが、活用について、例えば鳥取県では麒麟獅子舞を個別ではなく一括して報告書を記録作成しました。今度県で一括して指定します。今の役割はそれでおしまいだったのですが、委員会の場で活用方法を考えてくださいと言われてまして、平成30年度にマイクロバスで市民の方と一緒にお祭りに行って、麒麟獅子舞を見ていただいて、地元の人と立ち会うことになっています。こういった形で変わっていく可能性があるのかと思っています。

事務局：資料にも付けていますが、これが第一次答申なのですが、文化庁から「文化財の確実な（中略）ふさわしい保存と活用の在り方について」というのが公になっています。この中で、文化財の保護、活用について謳っているのですが、市町村で地域計画を作り、それに基づいてきちんと保存・活用をしていきなさい、ということを謳っています。文化財保護審議会も今まで以上に機能強化が必要だということも出てきておまして、それも踏まえながら、委員の先生方にご協力いただかないといけない場面が今後多々出てこようかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。この制度自体は諸刃の剣でして、ひとつは文化財保護行政を首長部局に移管できる仕組みづくりをという話も出てきております。今のところ文化財保護法上は改訂が出ていないので、どうなるかわからないのですが、今は文化財保護は教育委員会の事務ですと謳ってあるのですが、今後変わってくる可能性がゼロではありません。そうなった時に逆に保護審議会の重要性は益々大きくなってくと国は考えています。この保護審議会自体は市町村で置いても置かなくてもいいということになっていて、県内でもある市町村と無い市町村がありますが、この審議会できちんと文化財保護並びに活用について考えていきなさい、という方向性が多分出てくると思っています。それも踏まえて委員の先生方にご協力をお願いする事態が出てこようかと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

委員：課題を突き付けられたような面もありますけれど、確かに指定だけして後は知らんでは通じないでしょうから、活用に向けても保存に向けても、関わっていくことが大事だと思います。

委員：ハマナスは結局どうするのですか。

事務局：ハマナスにつきましては、以前、宿題をいただき、自生か植えられたものか、まだ調査できておりません。地元の方に伺うと、元々あったという方もおられるのですが、見たことがないという方もおられたり、人間の記憶もいろいろあるので、もう少し深いところをしっかり調査をしていきたいと思っております。ハマナス以外のハマボウフウや、所謂砂丘地の植物をどう保護していくかも合わせて、ハマナスのみに限らず進めていかなければ、ハマボウフウも乱獲が進んであまりよくない状況が起きていますので、指定

という一つの規制をかけるのも致し方ない面もあるかと思ます。またご相談させていただきたいと思っています。遺伝子解析等いろいろ当たったのですが、膨大な経費がかかりまして、300~400万位は調査に必要で、結果もあまりきちんとしたものが出ないという話を専門のコンサルタントに伺ったことがあり、科学的分析に踏み込めないところがありまして申し訳ありません。これにつきましては現地もふまえながらご相談させて頂ければと思います。

委員：砂丘の植生としてもっと広い対象範囲で一つ一つをとりあげるということは賛成です。ただ、あの辺りにサイクリングロードがあり、整備されていくと様子が変わってこないかが心配です。

事務局：弓浜のサイクリングロードの工事が始まっていますが、県から話があった時には保護審議委員の鷺見先生に必ず意見を聞いてくださいということを県の施行担当とつめて施行しているので、最低限は守れているかと思います。一度あのような道ができると他への影響が出てくる可能性もありますので、注意はしていかなければと思っています。

委員：上淀廃寺の資料館は入場料はいくらでしょうか。

事務局：300円です。

委員：私は何回か行くのですが、子供連れの家族等たくさんで行きますと結構かかるので、家族で米子市民が行くのにもう少し安くしていただけたらと思うのですが、

事務局：上淀廃寺の展示館は(株)白鳳が運営で、所管も文化課ではなく淀江支所として、指定管理という仕組みで管理運営をしてるなかでの料金設定の問題です。今でも何かのイベントの時には参加者には無料で観てもらおうと、なるべく人に来てもらうようなやり方を工夫しておられるのですが、もともとの料金体系ということがありますので、課題として報告しておきます。指定管理の中で吸収できることがあれば工夫していただくというようなことでお願いしたいと思います。

委員：公園感覚でいく前に資料館に寄れば歴史的なことがわかる、そのためには好きなものは何回でも行くわけですが、大人数だったり他所から来た人を案内したりする時に300円なら1人分なら大したことはないのですが、米子市民だったら少し安く、リピーターはさらに安くというような何かがありますと良いと思います。

委員：非常に良い米子城跡というのがあって、その中で山陰歴史館があるのですが、山陰歴史館も今回、桃形兜等を展示されていて、パンフレット等、手に取って見てというようなものを作ってくださいと、もう少しPRになるかと。

事務局：ありがとうございます。

委員：盛んに史跡について薄いものを作っていらっしゃるから確かにそうですね。

(4) 米子市指定文化財の候補について

事務局：先程、30年度の計画の流れで話をさせていただきましたが、なかなか段取りがうまくいかず、30年度はできれば早いうちに1日かけてでも見ていただいて、方向性を出していきたいと思っていますので、また、日程調整をさせていただきたいと思います

委員：ここ2年位、現地調査がないように思います。

事務局：昨年の今頃にD 5 1を見ていたのが最後になっています。申し訳ありません。

委員：では、以上で終わりにしたいと思います。